平成２６年（フ）第１２号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島1200番地１
債務者　松嶋　秀兒
１　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第１３号
三重県尾鷲市桂ヶ丘1912番地88
債務者　山本まつ子
１　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第２６号
滋賀県彦根市森堂町158番地16
債務者　山田かよ子
１　決定年月日時　平成26年４月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第４５号
滋賀県彦根市栄町２丁目６番61号
債務者　松林　伸次
１　決定年月日時　平成26年４月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第３０９号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１　市営港島住宅72号棟213号
債務者　笠井　深雪
１　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１０号
神戸市北区唐櫃台３丁目13番301号
債務者　後藤　伸三
１　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０号
愛媛県今治市松木348番地１、前住所愛媛県今治市高市甲８番地８、前々住所愛媛県今治市高市甲602番地７
債務者　眞鍋　敬人
１　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第２３号
愛媛県今治市大西町新町甲570番地　金光住宅Ｂ棟205号室
債務者　松下聖世こと　李　　久佳
１　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第１４号
福岡県八女郡広川町大字久泉62番地
債務者　川床　博文
１　決定年月日時　平成26年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第２４号
鹿児島県霧島市隼人町神宮５丁目２番26号
債務者　藤井栄太郎
１　決定年月日時　平成26年４月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
福井県敦賀市中央町２丁目12番26―101号
債務者　高橋直美こと　鄭　　直美
１　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第３２号
長野県飯田市八幡町2085番地16
債務者　池田　麻奈
１　決定年月日時　平成26年４月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第２３１１号
名古屋市中村区北畑町２丁目20番地の２　増田方
債務者　松本　禎恵
１　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３６号
福岡県飯塚市鯰田2370番地２
債務者　大屋　卓弘
１　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第７４号
大分市大字関園534番地の７
債務者　天野　文子
１　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５１９号
名古屋市緑区黒沢台３丁目1003番地　ハイツ香蘭３Ｆ号
債務者　三輪　敏一
１　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１２１０号
福岡市城南区樋井川３丁目１番22号
破産者　古瀬美奈子（旧姓高野）
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９４１号
福岡市南区三宅２丁目25番29―201号
破産者　三上　昭彦
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部